

千葉県狭あい道路拡幅整備助成金等交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、狭あい道路の拡幅整備を促進し、安全で良好な住環境の形成を図るため、狭あい道路における後退用地等の土地の部分にある工作物等の撤去等を行う者に対し、当該撤去等に要する費用について、予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき助成金等を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、千葉県狭あい道路拡幅整備要綱（平成14年4月1日施行。以下「整備要綱」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工作物 関東地区用地対策連絡協議会が監修する「損失補償算定標準書」（以下「算定標準書」という。）に規定する門柱、門扉、塀及び擁壁をいう。
- (2) 樹木 算定標準書に規定する一般庭木、落葉株物、常緑株物、玉物、風致木及び特殊樹をいう。
- (3) 生け垣 算定標準書に規定する生け垣をいう。
- (4) 工作物等 工作物、樹木、生け垣、公共汚水柵、雨水公共柵及び量水器をいう。

(助成金等)

第3条 第1条の規定により交付する助成金等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、その額は、同表の中欄に掲げる助成対象の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。

区 分	助 成 対 象	金 額
助 成 金	整備要綱第13条第1項第1号に規定する門柱、門扉、塀及び擁壁の撤去	撤去費に運搬費、処分費及び諸経費を加えた額の2分の1の額（前年度の算定

		標準書に基づき算出したものとする。)
	整備要綱第13条第1項第2号に規定する擁壁(間知ブロック造、鉄筋コンクリート造及び重力式コンクリート造に限る。)の築造	新設費に諸経費を加えた額の2分の1の額(前年度の算定標準書に基づき算出したものとする。)
	整備要綱第13条第1項第3号に規定する公共汚水柵、雨水公共柵及び量水器の移設	撤去費に運搬費、処分費及び諸経費を加えた額の2分の1の額及び新設費に諸経費を加えた額の2分の1の額(前年度の算定標準書に基づき算出したものとする。)
	整備要綱第13条第1項第4号に規定する樹木及び生け垣の移植	樹価に管理程度補正率及び枯損率を乗じ、移植費(構内移転)を加えた額に地区別補正率を乗じた額の2分の1の額(前年度の算定標準書に基づき算出したものとする。)
奨励金	整備要綱第13条第2項に規定するすみ切り用地の寄付を受納した場合	寄付受納についての通知日の属する年度における当該敷地の固定資産税評価額に基づき算出したすみ切り用地の固定資産税評価額に相当する額

2 前項の規定により助成金等の額を算定するときに使用する数値は、小数点以下第2位までとし、小数点以下第3位を四捨五入するもの

とする。

- 3 前2項の規定により算出された助成金等の額に、100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(助成限度額)

第4条 助成対象となる工作物等の規模及び寸法は、算定標準書に記載されている構造別の形状寸法を限度とする。

- 2 工作物等の撤去、移設及び移植に対する助成限度額は、合計100万円とする。

- 3 擁壁の築造に対する助成限度額は、150万円とする。

(交付申請)

第5条 規則第3条の規定により助成金等の交付を申請しようとする者は、狭あい道路拡幅整備助成金等交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、交付申請書の提出があったときは、助成対象物について、整備要綱第5条第2項の確認書の内容と相違がないか審査を行うものとする。

(交付対象)

第6条 交付対象となる助成対象物は、整備要綱第5条第2項の確認書に記載されたものに限る。

(交付決定通知等)

第7条 規則第6条の規定による決定の通知は、狭あい道路拡幅整備助成金等交付決定通知書(第2号様式)によるものとする。

- 2 規則第4条第3項の規定による通知は、狭あい道路拡幅整備助成金等交付審査結果通知書(第3号様式)によるものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定による報告は、狭あい道路拡幅整備実績報告書(第4号様式)によるものとする。

(額の確定通知)

第9条 規則第13条の規定による通知は、狭あい道路拡幅整備助成金等金額確定通知書(第5号様式)によるものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第16条第1項の規定による助成金等の交付の請求は、狭あい道路拡幅整備助成金等交付請求書(第6号様式)によるものとする。

(取消通知)

第11条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、狭あい道路拡幅整備助成金等交付決定取消通知書(第7号様式)によるものとする。

(返還命令)

第12条 規則第18条の規定による返還命令は、狭あい道路拡幅整備助成金等返還命令書(第8号様式)によるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金等の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

きる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

第1号様式（第5条第1項関係）

年 月 日

狭あい道路拡幅整備助成金等交付申請書

（あて先）千葉市長

申請者

住 所

氏 名

（*）

連絡先

（*）法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、
記名押印してください。

狭あい道路拡幅整備助成金等の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第3条及び千葉市狭あい道路拡幅整備助成金等交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

後退用地等

の地名地番 千葉市 区

1 助成金交付申請額（算出内訳は別紙による）

金 円

2 奨励金交付申請額

m² 金 円

合 計

金 円

撤去等の予定期間

年 月 日～ 年 月 日

受 付 番 号	
---------	--

【奨励金交付申請時添付書類】当該年度の固定資産税・都市計画税納税通知書等の写し等

別紙 助成金等の算出内訳

1 助成金

(1) 工作物(撤去)

※助成金額につきましては、参考であり、決定額ではございません。

受付番号 -

単価名称	形状寸法等	単価:A	数量:B	撤去費(A*B)	小計:E (C+D)	助成率	助成金額:F (E*1/2)
門柱							
門 門扉							
塀						1/2	
擁壁							
				小計:C			

(2) 樹木・生け垣(移植)

種別	樹名	形状区分	単価:G	数量:H	移植費(G*H)	地区別補正率	小計:I (H*0.99)	助成率	助成金額:K (I*1/2)
樹木									
生け垣						0.99		1/2	
				小計:I					

(3) 移設

単価名称	形状寸法等	単価:L	数量:M	移設費(L*M)	小計:P (N+O)	助成率	助成金額:Q (P*1/2)
公共用水栓 雨水公共外 量水器							
				小計:N		1/2	

(4) 擁壁(築造)

単価名称	形状寸法等	単価:R	数量:S	築造費(R*S)	小計:V (T+U)	助成率	助成金額:W (V*1/2)
擁壁							
				小計:T		1/2	

工作物等の撤去、移植及び移設に対する助成金(P+K+Q)	(助成限度額)	助成金額	助成金額合計:X (100未満四捨)
	(1,000,000)		
擁壁の築造に対する助成金(W)	(1,500,000)		

2 奨励金

地名地番	固定資産評価価額:Y	地積:Z	単価:α (Y/Z)	すみ切り用地の面積:β	小計:y (α*β)	奨励金額:δ (y<100未満四捨)

3 助成金等の合計

(X+δ)

第2号様式（第7条第1項関係）

千葉市指令 第 号
年 月 日

狭あい、道路拡幅整備助成金等交付決定通知書

様

年 月 日付申請のあった狭あい道路拡幅整備助成金等について、次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条及び千葉市狭あい道路拡幅整備助成金等交付要綱第7条第1項の規定により、通知します。

千葉市長



後退用地等の地名地番	
助成金等の交付決定額	助成金交付決定額 円 奨励金交付決定額 円 計 円
助成金等の交付予定時期	年 月
交付条件	1 助成金等交付対象工事等が予定の期間内に完了しない場合又はその工事の遂行が困難となった場合は、すみやかに市長に報告し、その指示を受けること。 2 千葉市補助金等交付規則及び千葉市狭あい道路拡幅整備助成金等交付要綱を遵守すること。

受付番号

第3号様式（第7条第2項関係）

千葉市指令 第 号
年 月 日

狭あい道路拡幅整備助成金等
交付審査結果通知書

様

千葉市長



年 月 日付で申請のあった、狭あい道路拡幅整備助成金等交付申請書を
審査した結果、助成金等を交付しないことと決定したので規則第4条第3項及び千葉
市狭あい道路拡幅整備助成金等交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

後退用地等

の地名地番

千葉市

区

受 付 番 号	
---------	--

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

狭あい道路拡幅整備実績報告書

（あて先）千葉市長

申請者

住 所

氏 名

（*）

連絡先

（*）法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、
記名押印してください。

年 月 日付千葉市指令 第 号により助成金等の交付決定
のあった狭あい道路拡幅整備実績について、千葉市補助金等交付規則第12条及び
千葉市狭あい道路拡幅整備助成金等交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告
します。

後退用地等の地名地番		
撤去等 の期間	着手年月日	年 月 日
	完了年月日	年 月 日
助成金等の交付決定額		助成金交付決定額 円
		奨励金交付決定額 円
		計 円

受 付 番 号

第5号様式（第9条関係）

千葉市達 第 号
年 月 日

狭あい道路拡幅整備助成金等
金額確定通知書

様

年 月 日付狭あい道路拡幅整備実績報告書により、 年度狭あい
道路拡幅整備助成金等の金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第13
条及び千葉市狭あい道路拡幅整備助成金等交付要綱第9条の規定により通知します。

千葉市長



後退用地等の地名地番 千葉市 区

助成金等の交付決定額 助成金交付決定額 円

奨励金交付決定額 円

計 円

助成金等の確定額 助成金確定額 円

奨励金確定額 円

計 円

受付番号	
------	--

狭あい道路拡幅整備
助成金等交付請求書

（あて先）千葉市長

申請者
住 所
氏 名
連絡先

(*)

(*)法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、
記名押印してください。

年 月 日付千葉市達 第 号狭あい道路拡幅整備助成金等金額確定通知書により確定した助成金等の交付について、千葉市補助金等交付規則第16条第1項及び千葉市狭あい道路拡幅整備助成金等交付要綱第10条の規定により次のとおり請求します。

後退用地等の地名地番	
助成金等の確定額	助成金確定額 円
	奨励金確定額 円
	計 円
交付請求額	円
添付書類	1 狭あい道路拡幅整備助成金等金額確定通知書の写し 2 狭あい道路拡幅整備助成金等交付決定通知書の写し 3 その他

受付番号	
------	--

第7号様式（第11条関係）

千葉市達 第 号
年 月 日

狭あい道路拡幅整備助成金等
交付決定取消通知書

様

年 月 日付千葉市指令 第 号により通知した狭あい道路拡幅整備助成金等交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条及び千葉市狭あい道路拡幅整備助成金等交付要綱第11条の規定により通知します。

千葉市長



後退用地等の地名地番	
助成金等の交付決定額	助成金交付決定額 円
	奨励金交付決定額 円
	計 円
取 消 額	助成金取消額 円
	奨励金取消額 円
	計 円
取消後の交付決定額	取消後の助成金交付決定額 円
	取消後の奨励金交付決定額 円
	計 円
取 消 し の 理 由	

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

受 付 番 号

第8号様式（第12条関係）

千葉市達 第 号
年 月 日

狭あい道路拡幅整備
助成金等返還命令書

様

千葉市補助金等交付規則第18条及び千葉市狭あい道路拡幅整備助成金等交付要綱第12条の規定により、次のとおり返還を命ずる。

千葉市長

印

後退用地等の地名地番	
助成金等の交付決定額	円
助成金等の既交付額	年 月 日交付 円
助成金等の交付確定額	円
返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返還方法	

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

受付番号